

奈良県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

大淀町

二 都市計画事業の種類及び名称

吉野三町都市計画下水道事業大淀町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成二年一月十五日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし